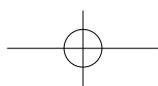
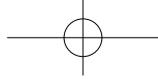


令和5年11月

令和6年度（2024年）
北区の施策と予算編成に関する要望書

東京都北区議会
公明党議員団



令和5年11月10日

東京都北区長 やまだ加奈子殿

北区議会公明党議員団

幹事長

宮島 修

青木 博子

稲垣 浩

近藤 光則

古田 しのぶ

小田切 和信

坂口 勝也

須藤 彰雄

熊木 貞一

佐藤 和之

令和6年度予算編成に関する要望

日本の経済情勢は、2020年から続いた新型コロナが2023年5月に5類移行があつて回復が持続しており、日本人宿泊客数やインバウンドの回復、外食産業の売上高は2018年同月を上回る水準で推移し日本経済は、2四半期連続の高成長となり実質GDPはコロナ危機前のピークを回復しました。しかし、世界情勢はロシアによるウクライナ侵攻など不安定な状況が続いており、燃油高・物価高は先の見通しが立たない。

そのような中、北区においてはやまだ加奈子新区長が誕生し新たな基本姿勢として「みんなで創る。北区新時代」を掲げ、区民のための7つの政策を中心に大胆な区政改革が推進されていることを高く評価いたします。また、数回にわたる補正予算では、公明党が要望した物価高対策や子育て支援策等が数多く実現しました。

新生北区として初めて編成される令和6年度予算においては、多くの区民の声を実現するため、我が会派が日頃から現場で要望を受けている項目について十分な予算措置を行うことを強く要望し、以下の重点項目並びに各所管への要望を致します。

- 一、 書かないワンストップ窓口を設置すること。
- 一、 デジタル地域通貨等を活用して地域経済の活性化を図ること。
- 一、 補聴器購入補助制度を早期に創設すること。
- 一、 福祉部門と連携した住宅セーフティネット制度を拡充すること。
- 一、 不登校児童生徒の学びの保証をするため、オンラインを活用した取組みを推進すること。
- 一、 ゼロカーボンシティ宣言を実践するために、カーボンオフセットなどを積極的に導入すること。

令和6年度予算編成に関する要望

目次

◎令和6年度予算要望に伴う北区政の課題と重点対策

- | | |
|--|-----|
| 【1】 国や都の施策と予算に関する要望として | …5 |
| 【2】 行政サービスの向上を推進するために（政策経営部・総務部） | …6 |
| 【3】 安全・安心の北区を構築するために（危機管理室） | …9 |
| 【4】 北区の活性化を推進するために（地域振興部） | …10 |
| 【5】 窓口サービス向上のために（区民部） | …11 |
| 【6】 環境対策を推進するために（生活環境部） | …12 |
| 【7】 区民の健康と福祉を守るために（福祉部・健康部） | …13 |
| 【8】 緑が溢れ住み良いまちづくりを進めるために（まちづくり部・土木部） | …17 |
| 【9】 人間性豊かな教育の実現と児童・生徒の健全な育成を図るために
（教育振興部） | …20 |
| 【10】 子育て支援を推進するために（子ども未来部） | …21 |
| 【11】 安全で快適なまちづくりを行うために（地域別） | …23 |

【1】国や都の施策に関する要望として

＜財政課＞

1. 都区財調協議について
 - ① 高齢化や地域福祉の充実など十分に対処出来るように求めること。
 - ② 子育て支援の充実や教育環境の整備など柔軟な対応が出来るように求めること。
 - ③ 児童相談所に対する適切な予算措置を求めること。
 - ④ 災害対策、減災対策費については、適切な算定を求めること。
2. 法人住民税の一部国税化と更なる拡大、並びに地方消費税清算基準の見直しといった地方分権に逆行する措置ではなく、総体としての地方税財源を拡充することを国に強く働きかけること。
3. GIGA スクールに係る費用に対し十分な予算措置を求めること。
- ※4. ふるさと納税について抜本の見直し、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを求めること。

＜情報政策課＞

1. マイナンバーカードの更なる普及促進のために利用の拡充並びに地方自治体に対して予算措置を講ずること。

＜生活福祉課＞

1. 生活保護世帯の住宅扶助上限額の増額を求めること。
- ※2. 生活保護世帯における、現状エアコン未設置の世帯に対して、一時扶助の対象としてエアコンの設置を認めるとともに、物価高騰に伴う生活扶助費の増額を国に求めること。

＜障害福祉課＞

1. 都立北療育医療センターに婦人科を新設するように求めること。また予約以外に突発的な病気等の診察も受けられるようにすること。
2. 障がい者施設でのヘルパーや介護職員の処遇改善を国・都に求めること。
3. 精神障害者支援強化として、自立生活援助に関し、期間等の拡充を図るよう求めること。

＜介護福祉課＞

1. 介護福祉人材の賃金向上を求めること。

＜都市計画課＞

- ※1. 駅のエレベーター増設と埼京線のホームドアの設置を行うよう求めること。

<道路公園課>

1. 下水道管渠再構築事業の基準雨量拡大を東京都に強く要望すること。
2. 石神井川の流量調節池の整備を行うなど、洪水対策ならびに臭気対策の早期実現を都に求めること。

<保育課>

1. 宿舍借り上げ支援事業の長期にわたる継続と東京都に対し補助の継続を求めること。

<教育政策課>

- ※1. 教員の負担軽減につながる施策を推進するよう求めること。

<学校支援課>

1. 少人数学級の実現や、それに伴う教員、スクールカウンセラー、スクールサポート・スタッフ、ICT 支援員などを増員する予算措置を求めること。

<教育総合相談センター>

1. 不登校対策の予算措置を求めること。

【2】 行政サービスの向上を推進するために （政策経営部・総務部）

<企画課>

1. 国や都の施策を迅速に捉え、積極的に補助金等を活用し区の政策に反映させること。
 2. 国や都の施策に柔軟に対応するため、区の条例制定は、速やかに行うこと。
- ※3. 北区基本計画の見直しに関しては区民の声を反映すること。
- ※4. 多様な子どもや若者、子育て世帯の声を直接、継続的に聞き子どもに関する制度や政策を北区の政策に反映する仕組みを構築すること。

<経営改革・公共施設再配置推進担当課>

1. 経営改革プランの推進について
 - ① 自主財源の拡充による安定的、恒久的な財源を確保すること。
- ※② 指定管理者制度の適切なサービスを提供するため、第三者評価後の結果を十分に活かせるようにすること。

2. 民間活力を導入し、公民連携で先進的な事業を実施すること。
3. 落札業者や指定管理者等の労務監査を専門家による適正なモニタリングを拡充するとともに、モニタリング単価も引き上げを行うこと。
4. 区民サービスをさらに拡充し来庁者への誠実な対応を徹底するとともに、土日開庁業務の拡大を図ること。

<情報政策課>

1. 区民の利便性向上に資する北区デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を図ること。
2. マイナンバーカードの利便性の周知と、さらなる普及促進を行うこと。

<広報課>

1. 各種区民相談の拡充を図ること。
 - ① 各種団体が行う相談会は、区が共催で実施すること。
 - ② 行政書士の会員名称版設置用の本庁舎敷地の無償使用を許可し、区民相談の環境を整えること。
 - ③ 本庁舎ロビーで実施している無料区民相談に対し広報課の区民相談と同様に、予算措置と場所の拡大を図ること。
- ※2. 令和6年4月に施行される相続登記の義務化の周知広報や相談窓口を設置すること。

<シティプロモーション推進担当課>

1. 北区のシティプロモーションをさらに積極的に推進することについて
 - ① 渋沢栄一翁の大河ドラマに続いて一万円札の肖像画の決定の機を逃さず、大河ドラマ特別編の放映など積極的な活用を行い、持続的な北区のコンテンツとして活用を図ること。
 - ② 若手職員等の柔軟な発想を取り入れ、時代に合った戦略を行うこと。
 - ③ 北区観光協会や民間活力の導入など公民連携を行い、規制緩和の推進を行うこと。
 2. 区内の観光資源、渋沢栄一翁や新選組、北区花火会等を全面的にPRし観光振興を推進していくこと。
- ※3. 新しいブランドイメージを早期に検討し展開すること。
- ※4. 北区PR大使の増員を図ること。

<しごと連携担当課>

- ※1. しごと連携担当室の機能強化、人員拡大を図ること。

<総務課>

1. 新庁舎完成まで使う現庁舎の設備をバリアフリーに改修するなど区民や職員にとって安全・安心な施設にすること。
2. 来庁者の避難誘導などの実践的な防災訓練を実施すること。
3. 良好な職場環境の維持のため、空調システムを改善すること。
4. 外国人のワンストップ総合相談窓口を設置すること。

<職員課>

1. 職員のメンタルヘルスケアなど健康管理に配慮し、能力を引き出せる良好な配置転換と不足職員の補充を行い職場環境の整備に努めること。
2. 職員を啓発できる有意義な研修を実施すること。
3. 複線型人事制度の導入を検討すること。
4. 児童相談所の職員の育成・人材確保のため、都区間で連携強化を図ること。
- ※5. 職員の働き方改革の観点から率先してリモートワークを含めた勤務形態の拡充を図ること。
6. 男性職員が積極的に育児休業を取得しやすい職場環境を整えること。
7. 会計年度任用職員の待遇改善を図ること。
8. 区職員の管理者層への女性が登用されるような環境を整備すること。
- ※9. 職員の安全対策を推進すること。
- ※10. 手話通訳連絡所の非常勤職員の労務形態をパートタイムではなく専門職のフルタイムとすること。

<契約管財課>

1. 学校施設や公園など公共施設の工事は、工種ごとにそれぞれ分離発注し適正な業種と契約を行うとともに、区内業者育成にも努めること。
2. 緊急工作隊、災害時の協定を結んでいる団体など、日頃からボランティア等で区政に貢献している優良団体には、特別な配慮を行うこと。
3. 制限付一般競争入札の資格については、総合評価と共同運用格付けを見直すこと。
4. 発注の時期が集中しないよう計画的に行い、落札から着工までの期間は、適切な期間を設けること。
5. 実質的な工期延長の場合、事務所経費や現場経費、代人経費を増額すること
6. 区内業者の選定については、入札制度改革で支店業者や管理技術者の常用雇用期間等実態調査を行い、建設業法に適合した事業者を決定すること。
7. JVの指名については、引き続き区内に本店がある業者にすること。
8. 工事関係書類の簡素化に努め、特に小規模工事の書類提出について考慮すること。
9. 電子入札システムでの入札経過において他区や都の様に不調・随契等の情報開示を行うこと。
- ※10. 契約保証金の免除規定について区の裁量で過去2年間に数回以上契約かつ履行ではなく履行している工事とすること。
11. 発注時の状況にあった単価で設計を行うこと。
12. 工事指名時に、国・都の同種工事実績も認めるよう検討すること。
13. 低入札価格調査制度について要綱を変更し調査基準価格の事後公表をすること。

14.公共工事における週休2日工事の実施それに伴う労務費の引き上げを行うこと。

<営繕課>

1. 防水工事においては専門業者への分離発注をすること。
2. 建設キャリアアップシステム登録推進と公共工事現場でのカードリーダーの設置を推進すること。

<多様性社会推進課>

1. 審議会などの女性委員の登用率について占有目標を早期に達成すること。
2. 福祉、文化団体、自治会、町内会など各種の地域活動における意思決定の場に男女が平等に参加できるような意識啓発を図ること。

<新庁舎整備担当課>

1. 新庁舎の建設プランに国・都の機関や、民間の事業所などが入居できるように計画すること。
- ※2. 新庁舎を環境に配慮した建物にするとともに、ユニバーサルデザインの機能を取り入れた庁舎とすること。
- ※3. 新庁舎建設の際には、来庁者に対しプライバシー保護の配慮を行うこと。

【3】安全・安心の北区を構築するために (危機管理室)

<防災・危機管理課>

1. 北区内企業や大学などの団体との防災協定を一層推進していくこと。
- ※2. 災害時要配慮者などを考慮した自主防災組織の充実を図るために、積極的に地域に応じた支援を行うこと。
- ※3. 家具転倒防止器具の配布・取付支援を再度行うこと。
- ※4. 災害時の避難所における電力確保に努めること。
 5. 災害時に妊産婦のために妊婦救護所の運営訓練を行うこと。
 6. 避難所混雑状況を把握・共有できるシステムを導入すること。
- ※7. 水害時と震災時の避難所の違いについて一層の周知を図り、適切な避難行動ができるようにすること。
8. 首都直下型地震対策として
 - ①直下型地震に対処するため、夜間の被害想定をふまえるなど、実践的な訓練を実施すること。
 - ②感震ブレーカーの無料配布事業の継続を行うこと。

9. 大規模水害対策として
- ①荒川下流タイムラインの周知を行い、避難路の確保と垂直避難のためにマンションや商業施設との避難場所協定を早急に結ぶこと。
 - ②河川氾濫時に水平避難（高台避難）を行う際の受け入れ態勢を整備すること。
 - ③コミュニティタイムライン作成を対象地域に拡大すること。
 - ④低地部の要配慮者を輸送する手段を講じること。
 - ⑤水害時、低地にある要配慮者利用施設の避難先を確保すること。
10. 職員の防災対策（防災訓練の実施、ロッカーなどの固定、ヘルメットやゴーグル等備蓄品の充実）を拡充すること。
11. 災害対応時に北区在住人員確保の為、多くの会社が参加できるシステムをつくること。
- ※12. 災害時の罹災証明書交付申請支援に関する協定を締結すること。
- ※13. 災害時にペット同行避難ができるように訓練を行うこと。

<生活安全担当課>

1. 振り込め詐欺や悪徳商法から区民を守るため、防犯対策の強化や被害防止の啓発に努めること。

【4】北区の活性化を推進するために（地域振興部）

<地域振興課>

- ※1. 地域振興室については、地域の課題解決と協働社会の拠点にすること。
2. 各会館、ふれあい館の放送・映像設備の機器更新時にリース契約をして常に稼働出来るようにすること。
3. 町会・自治会加入促進を積極的に推進すること。
- ※4. 町会自治会のIT化を図り各種補助制度の拡充を図ること。
- ※5. 町会自治会会館の小規模補修費も助成すること。
6. 区有施設の使用料をキャッシュレス化すること。
7. 北とびあについて
 - ① 北とびあ大規模改修においてこれまでの指定管理に留まらず、新しい公民連携の仕組みを活用した施設の管理運営と自主事業による賑わいと新しい価値の創出をすること。
 - ② ドームホールを活用し、映像文化の発信（アニメ、VR等）やeスポーツを行える施設運営をすること。
8. 区民サービスの充実や来訪者の利便性向上を図るためWi-Fi環境の整備を拡充すること。
- ※9. 施設予約システムでふれあい館の予約並びに取り消しや使用料の支払いも出来るようにすること。

<産業振興課>

1. 公衆浴場の燃料費の助成について、拡充すること。
2. プレミアム付き商品券の販売冊数の増刷と利用範囲の拡充をすること。

- 3. 北区内共通商品券販売について紙の商品券とともにキャッシュレス化も図ること。
- 4. 商店街組合等への加入促進の支援を行うこと。
- ※5. 商店街街路灯の電気料金補助率の引き上げを行うこと。
- 6. 中小企業支援については官民連携して、創業や知的財産有効活用ができるようにすること。
- 7. 中小企業に対し質の高いワンストップのコンサルティングを行うビジネス支援センターを設置すること。
- 8. 燃料価格高騰に伴う自動車運送業界への「燃料費負担の軽減に資する補助制度」の創設を行うこと。
- 9. 社労士派遣事業（出張無料相談）に対する報酬単価の引き上げを行うこと。
- 10. 健康経営を推進する事業所に対して、認定制度を導入し、専門家を派遣する制度を導入すること。
- 11. 買い物困難者の支援策を講ずること。
- 12. 行政情報も発信する民間事業者設置のデジタルサイネージの導入諸費用を補助すること。
- 13. 旧醸造試験場周辺部の土地を取得し、醸造試験場跡地公園との一体活用を含め、観光協会と連携し観光施設として積極的に活用すること。
- ※14. デジタル地域通貨等を活用し、地域経済の活性化を図ること。

<スポーツ推進課>

- 1. スポーツ場の整備・充実のために
 - ※① 桐ヶ丘体育館の改築整備工事を早期に行うとともに入浴施設を整備すること。
 - ※② 滝野川体育館の改修工事のスケジュールを早期に示すこと。
 - ③ スポーツ施設の地域的偏りが無いよう運動場の整備、学校体育館の整備解放などを行うこと。
 - ④ 北運動場を人工芝にし、再整備を行うこと。
- 2. 体育協会への職員派遣年数を5年に延長可能にするなど、協会への人的・財政的な支援の拡充を行うこと。
- ※3. スケートパーク、ボルダリング施設、3X3などの練習場を整備すること。

【5】窓口サービス向上のために（区民部）

<戸籍住民課>

- ※1. DXを推進し、王子区民事務所の繁忙期の混雑緩和対策を講じること。
- 2. 赤羽区民事務所の入口の照明等を改善し、分かりやすくすること。
- ※3. 北区独自の婚姻届けを作成するとともに、北区ならではのさらなるサービスを実施し、定住化促進を図ること。
- 4. 戸籍証明書等の取得の手続きにおいて、定額小為替を使用しない決算手段として電子納付を早期に実現すること。

5. 所有者相続人等の権利調査に関して国や地方公共団体から委託を受けた専門家の職務上請求書を使用した戸籍証明等取得にあたっては公用請求に準じて手数料を免除すること。
6. 令和6年相続手続き変更に伴い周知広報の徹底と専門家を活用した無料相談を設置すること。
- ※7. 書かないワンストップ窓口を設置すること。

<税務課>

1. 渋沢栄一翁等のご当地ナンバープレートを作成すること。

【6】環境対策を推進するために (生活環境部)

<リサイクル清掃課>

- ※1. 食品ロス削減に向け、区内飲食店にも協力を呼びかけ「おいしい食べきり協力店」「食べ残しゼロ協力店」を認定するなど更なる取組みを行うこと。

<環境課>

1. 北区ゼロカーボンシティ宣言の実現のために
 - ① 太陽光発電装置及び充電装置の設置助成を拡充すること。
 - ② 環境対応車の普及と環境整備を行うこと。
 - ③ 遮熱性塗装や屋上緑化・壁面緑化の啓発を推進すること。
 - ④ クールアースデーなどの環境施策を積極的にPRして行くこと。
 - ※⑤ カーボンオフセットなどを積極的に導入すること。
2. 区内の緑を守るために積極的な緑化対策を推進して行くこと。
3. 区内公共施設の緑化については計画的に実施すること。
4. 緑化保全モデル地区の指定事業や推進モデル地区の指定事業を増やし、街ぐるみでの緑化運動を積極的に推進すること。
5. 「緑のドクター」や「樹木医」制度を創設し緑化保全に努めること。
6. 駅周辺の路上喫煙禁止地区を拡大すること。
7. 町会自治会集会所に新エネ省エネ機器導入補助を行うこと。
8. 各部署を横断するようなゴミ屋敷対策室を作ること。
- ※9. ライフスタイルの変容を促すグリーンポイント制度を創設すること。

<清掃事務所>

1. 資源循環型社会の構築のために
 - ① 雇上契約単価は、契約年度の単価を反映すること。

- ② 資源持ち去り防止張り紙を継続的に行うよう予算措置をすること。
 - ③ マンションごとの集団回収を促進すること。
 - ④ 悪質な不用品回収業者による不法投棄対策のために不法投棄パトロールを再開すること。
 - ⑤ 違法な回収業者を利用する危険性・違法性を周知し、注意喚起を行うこと。
 - ⑥ 回収重量だけでなく回収時間、作業内容、回収品目量を考慮し増車の検討を行うこと。
 - ⑦ 集団回収支援事業費の予算を見直し特別支援金の増額を行うこと。
2. 戸別収集を全区で実施すること。また、王子、赤羽地区で戸別収集を行う際には円滑で確実な作業体制の確保を図ること。
 3. プラの資源回収を含め、ごみ出しアプリを導入するなど、ゴミ出しルールの周知徹底を図ること。
 4. ごみ集積所案内板の多言語化を行うこと。
 5. 粗大ごみ収集については、申し込みから収集までの期間を短縮するために、車両の増加と人員確保を行うこと。
 6. 粗大ごみ 10 点以上出したい世帯に予約から 1 週間以内に回収を行える「空き家予防対策・臨時収集」を設けること。
- ※7. 水害発生後の災害ごみ収集を円滑に行うため、ごみ置き場の確保と清掃車両の高台避難場所を確保すること。

【7】区民の健康と福祉を守るために（福祉部・健康部）

＜地域福祉課＞

1. 成年後見制度の利用促進を図るため、区民に周知を図ること。
2. 軽費老人ホームの更なる整備を図ること。
3. 地域の様々な相談を受け止め支援するための重層的支援体制を整備し、断らない相談体制を構築すること。
4. 区内 19 地域にコミュニティーソーシャルワーカーを配置し、高齢者や障がい者などに限らず区民の困りごと相談ができるようにすること。
5. 区内特養など介護施設内に聴覚障がい者枠を確保するとともに、介護者が手話を学ぶ機会を設けること。

＜生活福祉課＞

1. 福祉資金貸付事業の改善を図ること。
2. 新型コロナでの緊急小口資金・総合支援資金の貸付を受けている方の返済に際し、相談対応を丁寧に行うこと。

<高齢福祉課>

1. 高齢者が今をより良く生きるためのエンディングプランサポート事業を推進し、危険家屋やゴミ屋敷の片づけ、遺品整理等の諸問題の解決を図っていくこと。
- ※2. 携帯型緊急通報システムを導入すること。
3. 高齢者の理美容店利用促進のため北区で利用券を発行すること。
- ※4. 理美容出張サービスの利用については、調髪券配布などで利用者の増加を図るとともに、対象者を要介護3までに拡大し、補助額の見直しを行うこと。
- ※5. 全高齢者実態把握調査フォローアップ事業の拡充を図ること。
6. 介護者の負担軽減のため、リフレッシュ事業を拡充していくこと。
- ※7. 成年後見人等に対する報酬助成の収入要件を緩和すること。
- ※8. 65歳以上の障がい者がグループホームに居続けられるように、もしくは高齢者施設に受け入れてもらえるように配慮すること。
- ※9. 補聴器購入補助制度を早期に創設すること。

<長寿支援課>

1. 訪問型短期機能訓練の創設をすること。
- ※2. 高齢者ヘルシー入浴事業について、周知を図り、利用者の増加を目指すこと。
3. 介護保険制度について、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムを構築すること。
- ※4. 北区シニアクラブ連合会を積極的にPRするためのポスター・チラシ等の作成費用の助成の継続を行うこと。
- ※5. 認知症検診事業を実施すること。
- ※6. シルバーeスポーツ導入実現に取り組むこと。

<障害福祉課>

1. 親亡き後も安心して北区内に住めるよう、都営・区営住宅の改築時や学校跡地等に障がい者グループホーム並びに、大規模入所施設を早期に整備すること。
2. 「障がい者の雇用促進法」に基づく雇用実態の調査を実施し、民間企業にも障がい者の雇用促進を働きかけ、また区の契約に際しては、優遇措置を行うこと。
3. 福祉人材確保、育成、定着のため広報や講習の取組みを図ること。
4. 障がい者の自立支援のため、作品販売の協力店の確保や、空き店舗の活用、コーディネーターを設置すること。
5. 第4福祉園の早期建設と作業所と生活介護が一体の施設整備、作業と生活介護の中間の通所施設開設を行うこと。
6. 北区障害者福祉センターの運用を見直し、障がい者がもっと利用しやすい施設に拡充すること。
7. 重症心身障がい児向けの放課後デイサービスの受け入れ枠の拡充を行うこと。
8. 重症心身障がい児者が利用できるショートステイの拡充を求めること。
9. 区内の放課後デイサービス事業者と区との連絡協議会を定期的を開催すること。
- ※10. 民間施設で生活介護を実施する場合の設備投資の補助を行うこと。

11. 知的障がい児（者）支援の強化策として

- ① 就学前の障がい児支援のさらなる推進をすること。
- ② 重度知的障がい者のグループホームを誘致すること。
- ③ 緊急一時保護とレスパイトケア・宿泊型生活訓練事業にも応じられる施設を建設すること。
- ④ 24時間相談、対応可能な地域生活支援拠点を整備すること。
- ⑤ 通所施設の増設と施設職員の適切な増員を行うこと。
- ⑥ 医療的ケアの必要な対象者の受け入れの確保、加算、報酬の見直しを行うこと。
- ⑦ 障がい者の長寿に伴い、成年後見人制度の利用環境を整え、公的保証人実施の再検討をすること。
- ⑧ 重度障がい者に対応できるヘルパーの増加、安定を図ること。
- ※⑨ 重度訪問介護制度の拡充を行うこと。

12. 肢体不自由児（者）支援の強化策として

- ① 医療的ケアがあっても預けられる短期入所施設を誘致すること。
- ② 肢体不自由児（者）の入所施設・通所施設を拡充すること。
- ③ 重度重複障がい者も入所できる医療連携型グループホームを整備すること。
- ④ 障がい児が高校卒業した後の社会活動基盤・場所の確保を行うこと。
- ⑤ 医療的ケア児の受け入れ環境整備と支援体制を推進すること。
- ⑥ 移動支援について、ガイドラインを柔軟に使用できるように改定すること。
- ⑦ 通所施設のトイレを暖房付き洋式トイレに改修すること。
- ⑧ ユニバーサルシート付きトイレの増設と質の改善を図ること。
- ※⑨ 重度心身障害児者在宅レスパイト就労支援事業の時間数の引き上げを行うこと。
- ※⑩ 福祉避難所の開設訓練は当事者を含めた形で実施すること。
- ※⑪ リフト付きタクシー利用料の補助を行うこと。
- ※⑫ 肢体不自由児向けデイサービスの充実を図ること。
- ※⑬ 入浴サービスの拡充を行うこと。
- ※⑭ 情報ポータルサイトを構築し、支援体制を整備すること。

13. 精神障がい者支援の強化策として

- ① 精神障がい者や障がいを持つ高齢者が安心して暮らせる住居の確保（保証人、都営住宅優先入居枠の拡大等）を図ること。
- ② 精神障がい者が安心して暮らせるよう、グループホームの利用制限緩和、安定した運営の補助を行うこと。 ※
- ③ 心身障害者福祉手当を、精神障がい者にも身体・知的同様の支給水準にすること。 ※
- ④ 障がいによる差別をなくし、福祉タクシー券の支給をすること。
- ⑤ 救急事態におけるスムーズな搬送、措置入院システムを確立すること。
- ⑥ 精神障がい者と家族が地域で孤立しないよう、在宅支援を充実すること。
- ⑦ アウトリーチ訪問支援や緊急対応型の支援体制を整備すること。 ※
- ⑧ 家族会の積極的周知と家族会の補助金の継続をすること。
- ※⑨ 精神障がい者に特化したショートステイを整備すること。 ※

※⑩ 障害によってサービスの利用が制限されることがないように移動支援の利用条件の緩和を図ること。

※⑪ 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時に段階的な負担軽減策を講ずること。

※⑫ 土日祝日のヘルパー不足を解消するための施策を実施すること。

14. 難聴、失聴等、聴覚障がい者支援の強化策として

① 手話通訳者を日中も十分利用できるよう手話通訳者の育成に更に努めること。

② 健常家族と同居の場合でも、日常生活用具給付を認めること。

③ 災害時の情報確保のため、避難所や街頭に緊急ランプや文字掲示板を設置すること。

15. 視覚障がい者支援の強化策として

① ガイドヘルパーの利用時間を単月単位から複数月単位にし、適切にガイドヘルパーを利用できるようにすること。

② 音響信号機・点字ブロック・エスコートゾーンの設置推進と点検見直しを行うこと。

<介護保険課>

1. 在宅介護の柱として、24 時間定期巡回随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせた統合型事業所を整備拡充すること。

2. 介護事業者の人材確保と処遇改善を行うこと。

<健康推進課>

1. 健康社会構築を目指すために「予防医学」の観点から

① コチニン検査の導入をすること。

② 脳血管疾患による寝たきりの防止、早期発見のため「脳ドック検診」への助成を行うこと。

③ ピロリ菌検査の中学3年生までの引き下げを行うこと。

2. 特定健康診査(成人)について検診制度の周知と検診率向上（特に30代・40代・50代）の具体策を検討すること。

3. がん検診受診率の向上のため、各種がん検診の拡充を強化すること。

4. 障害者口腔保健センター並びに休日歯科応急診療所の機器更新並び、修理の予算確保をすること。

5. 妊産婦歯科健診と同時のパートナー歯科健診を行政事業に組み入れること。

※6. 75歳以上の口腔維持機能健診の偶数年齢枠拡大と20歳25歳の歯科健診を実施すること。

※7. ひきこもり専門の相談窓口を設置すること。

※8. 自殺対策に具体的に取り組むこと。

9. 婦人科検診（乳がん検診）の検診方法を柔軟に対応できるよう検討と、エコーでも検診できる仕組みづくりを行うこと

10. 学童年齢までの病児病後児訪問看護などの補助を行うこと。

※11. 特定妊婦・継続支援の必要な母子への訪問事業を助産師が行えるよう業務拡大を図るとともに適正な報酬費にすること。

※12. 産後ケア（アウトリーチ型）助産師訪問の助成制度を創設すること。

※13. 化学物質過敏症に対する周知を図ること。

※14. メンタルヘルス・ファーストエイドの普及に努めること。

<地域医療連携推進担当課>

1. 病院救急車、ドライバー、搬送スタッフの確保について東京都の補助金終了後も事業継続できるように予算措置をすること。
2. 訪問診療の患者アセスメント業務と多職種につなぐコーディネーター業務を行う歯科衛生士を区から派遣すること。
3. 特別養護老人ホームなどの施設へ歯科衛生士による口腔ケア活動への支援を拡充し、口腔ケアサポートセミナーを共催で開催すること。

<生活衛生課>

1. 災害時の緊急連絡システム・緊急医療救護所派遣のシステム構築の管理運営に協力すること。
- ※2. 地域猫の不妊去勢手術費用の補助額見直しを図ること。
3. 飼い主のいない猫活動登録ボランティア制度の実現をすること。

<保健予防課>

1. 各種検診の受診率向上を図るため、夜間や祝祭日の検診機会を図ること。
2. 感染症などの発生時、迅速・的確に対処できる体制強化と発生時を想定した訓練を行うこと。
3. ムンプス（おたふく風邪）ワクチンの定期接種化を行うこと。
4. 子ども、妊婦のインフルエンザ予防接種費用の助成を行うこと。
5. 風疹やHPVワクチンをはじめ予防接種の接種率向上に努めること。
- ※6. HPVワクチンについて、男性の接種費用の助成を行うこと。

【8】 緑が溢れ住み良いまちづくりを進めるために

（まちづくり部・土木部）

<都市計画課>

1. 自動2輪車の駐車を整備すること。

<住宅課>

1. 居住支援協議会を実効性のあるものにすること。
2. 賃貸住宅入居者の親・子・孫の三世代が近隣に住み、助けあえる生活を援助する助成制度を拡充すること。

- ※3. 福祉部門と連携した住宅セーフティネット制度を拡充すること。
- 4. ブロック塀耐震アドバイザー派遣事業を増額すること。
- 5. 木造住宅耐震改修の工事監理料の助成率を引き上げること。
- 6. 高齢者や障がい者などの住宅確保困難者が民間賃貸住宅へ安心して入居するため
 - ① 高齢者の家賃控除や家賃補助制度を導入する等、高齢者が入居しやすい制度を確立すること。
 - ② 公的保証人制度を創設すること。
- 7. 新たなマンション建設がされた際、地元町会・自治会などと連携と協力関係が構築できるよう努めること。
- ※8. 住まい改修支援制度の助成範囲の拡充を図ること。
- ※9. 空き家対策等を推進するために関係団体と協定を締結すること。
- ※10. マンションの長期修繕計画作成費用等の支援を行うこと。

<建築課>

- 1. 震災に備え区民の安全と生命を守るため建築物の耐震点検について。
 - ① 耐震化アドバイザー制度を創設し、賃貸住宅も含め木造住宅の耐震点検及び改修を行うよう区が積極的に指導すること。
 - ② 区の助成制度を拡大すること。
 - ③ 木造密集地域対策について国や都との連携により条例等で一定の強制力も行使しあらゆる方法で推進すること。
- 2. 密集市街地や避難道路の総点検を実施し危険な建築物の改善勧告を行うこと。
- ※3. 改築に際し、セットバックの指導を徹底するとともにセットバック後の電柱の移設を事前に広報すること。
- 4. 危険ながけ地対策をさらに推進すること。
- 5. 生活道路（狭あい道路）の拡幅整備事業を積極的に推進すること。

<防災まちづくり担当課>

- 1. 正確で迅速にまたコスト上の観点から狭あい道路整備や密集事業での用地買収に伴う登記業務の委託は、専門家に依頼すること。
- 2. 特定整備路線の建設にあたり正確な情報を地権者や関係住民に広く発信すること。

<都市拠点デザイン担当課>

- ※1. 公民連携型まちづくりの推進を行うこと。

＜土木政策課＞

1. 土木工事全般の工事が減っており、今後の災害復旧・防災活動への協力、活動に不安のないよう、十分な土木工事の予算確保と発注をすること。

＜交通事業担当課＞

- ※1. コミュニティバスの路線拡充及びデマンド交通を導入し区民の移動手段を確保すること。
2. 高齢者、心身障がい者、児童、生徒の事故防止のため交通安全教育をより一層充実させること。

＜土木管理課＞

1. 放置自転車対策のために
 - ① JRや地下鉄の駅周辺には、機械式自転車駐輪場を整備すること。
 - ② 自転車駐輪場はキャッシュレスに対応できるようにすること。
 - ※③ 高齢者、障がい者、子どものせ自転車に対応した駐輪場を設置すること。
 - ※④ シェアサイクルの利用促進と拡充を図ること。
- ※2. 「電動車イス」「電動キックボード」「シニアカー」などの利用について、交通安全指導の徹底を図ること。
3. 自転車安全利用条例の制定や交通事故防止対策施策を積極的に行うこと。
4. 幼児二人同時乗車用自転車購入費の補助を行うこと。
5. バス停のバリアフリー化整備（屋根・椅子・風よけ・段差解消）を運行事業者に求めること。
6. 公園など公共の広場において、私物による不法占拠を防止するため、パトロールの強化等を行うこと。

＜道路公園課＞

1. 国や都のチャレンジ事業などを積極的に活用し、電柱の地中化で住環境の整備に努めること。
- ※2. 路面下空洞調査を定期的実施するとともに精度の向上に努めること。
3. 都市型洪水を防止するために集中豪雨の対策を強力に推進していくこと。
4. 公園等のトイレをバリアフリー化すること。
5. 公園内に防犯カメラの設置を行うこと。
- ※6. 毎年計画的に公園や街路樹などの樹木医による診断を行い、危険木があれば根っこを含めてすぐ撤去するなどの管理をすること。
7. バasketボールなどボール遊びができる魅力ある公園づくりの推進を行うこと。
8. 石神井川遊歩道の桜の計画的な植え替えをすること。
- ※9. 街路樹の適正な植え替えを促進すること。
10. 赤水門と青水門周辺エリアを占有し、公民連携で有効活用できるようにすること。
- ※11. 道路維持工事・路面補修工事を補正予算ではなく、当初予算で十分な発注量を確保すること。

【9】人間性豊かな教育の実現と児童・生徒の健全な育成を図るために

(教育振興部)

＜教育政策課＞

- ※1. 奨学資金貸付制度を給付型にすること。
- ※2. 高等教育給付型奨学金制度を創設すること。
- 3. 生徒指導及び教育相談体制や適応指導教室の充実を図るとともにスクールソーシャルワーカーの拡充を進めること。
- ※4. 不登校児童生徒の学びを保証するため、オンラインを活用した取組みを推進すること。
- 5. 危険作業の回避、不審者安全講習の受講等学校用務職場の改善を図ること。
- 6. 用務主事の働く環境の整備（パソコン設置、関係者以外の主事室入室禁止、危険物の取り扱い並びに感染症対策の注意事項徹底など）をすること。

＜学び未来課＞

- 1. GIGA スクールを推進するために、全ての小中学校に ICT 支援員を配置すること。
- 2. 研修などにより教員の ICT スキルの向上を図ること。

＜学校支援課＞

- ※1. 教職員の負担軽減を図るため、働き方改革の総合的な方策を立て着実に進めること。
- 2. 通学路の安全対策を各課と連携し、早急に推進すること。
- 3. 給食費の保護者負担軽減の拡充をすること。
- 4. すべての区立幼稚園を認定こども園へ移行するように取り組むこと。
- ※5. 熱中症対策としてボトル給水型冷水器とミストシャワーを設置すること。

＜生涯学習・学校地域連携課＞

- 1. 文化センターや地区図書館など、すべての学習施設で高速無線 LAN の整備を行うこと。
- 2. 地元合意に基づき夜間照明施設の設置を進め校庭の夜間開放を促進していくこと。

＜教育指導課＞

- 1. 社会の一員として自立できるよう、法教育、租税教育、金融経済教育、消費者教育、社会保障についての意識啓発などを推進すること。その際、各種専門家・団体による年間計画に基づく出前授業を行うとともに、予算措置も検討すること。
- 2. 外部講師を活用した性教育、がん教育を行うこと。
- 3. 中学生の税の作文提出の推進を図ること。

- ※4. 学校図書館の蔵書の廃棄と更新が適切に行われるように、各学校において基準を定め図書標準を達成すること。
- ※5. 特色ある教育推進のため、区独自で教員採用を行うこと。

＜教育総合相談センター＞

1. LINE などの SNS を活用した、いじめ相談を実施すること。
2. 特別支援教育を充実させるために
 - ① 軽度発達障がい児に対する的確な指導が出来るように保育園や幼稚園の保育士に研修を実施すること。
 - ② 軽度発達障がい児には、就学支援シートの有効的な活用を図ること。
 - ③ 特別支援教育コーディネーターの研修をさらに推進し育成していくこと。
 - ④ 特別支援学校と区立小学校の副籍制度をもっと広め、利用しやすい制度にすること。

＜飛鳥山博物館＞

1. 無形文化財保護の充実を図ること。

＜中央図書館＞

1. 地域図書館での良書選定のために地元書店組合と綿密な連携を図ること。
2. 活字文化振興のため図書整備費は維持していくこと。
3. 図書館業務は引き続き地元書店組合との協働をすること。

【10】子育て支援を推進するために（子ども未来部）

＜子ども未来課＞

- ※1. 「妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援」の具体的な施策を行うために
 - ※① 多子世帯（3人目以降）への施策の充実を図ること。
 - ※② 家事育児支援の利用できる期間と時間を増やすこと。
- 2. 私立幼稚園施策の拡大について
 - ① 各幼稚園に適切な事務費の増額をすること。
 - ② 子ども子育て支援制度のもとでも、従来の私学助成と同様の支援をすること。
 - ③ 預かり保育の拡充に対する補助金を増額すること。
 - ④ 「気になる児童」の巡回指導員と教員、保護者の三者面談を行うこと。
 - ⑤ 教員資質向上のため協会活動費補助の増額をすること。
 - ⑥ 北区私立幼稚園幼児教育振興補助金の増額を行うこと。
 - ※⑦ 2歳児クラスにおいて満3歳の4月からの保育料の公費負担を行うこと。
- 3. 待機児童の地域偏在を早期に解消すること。

＜児童相談所開設準備担当課＞

1. 里親制度を補完するフォスタリング機関の設置を行うこと。

＜子どもわくわく課＞

- ※1. わくわく広場の活動場所において図書館も含め拡充すること。
- ※2. 中高生の居場所の整備を進めること。

＜保育課＞

1. 兄弟姉妹が同一保育園に入園できるように、適切な点数加算をすること。
- ※2. 区立保育園の保育時間の延長を行うこと。
3. 私立保育園の施策の拡充について
 - ① 私立保育園が事務職員を常勤配置できるよう助成すること。
 - ② 処遇困難児童（食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、ADHD 児、LD 児、被虐待児、外国人など）に対する補助金については、人数に応じて加算すること。
 - ③ 「気になる児童」への特別支援児に準じた保育士の配置、巡回指導員の派遣・指導など充実させること。
 - ④ 特別支援認定にあたっては、巡回指導員等の専門家の意見に基づき判断すること。
 - ⑤ 外国人家庭に対して通訳の派遣や、親子で参加する言語教室を開催するなどの支援をすること。
 - ⑥ 産休等代替え職員の時給改善をすること。
 - ⑦ 時間開所パート保育士加算の適用を拡大し、都のようにみなし保育士の適用をすること。
 - ⑧ 保育士対象のフェアの開催、潜在的保育士の人材確保等、保育士確保の取組を図ること。
- ※9. 紙オムツ処分費補助の増額をすること。
- ※4. 病児・病後児保育サービスの無償化を行うこと。
- ※5. 未就園児の保育園一時利用の拡充を行うこと。

＜子ども家庭支援センター＞

1. 産後ドゥーラの育成補助制度を創設すること。
2. 児童虐待防止の施策を行うために
 - ① 児童福祉司などの専門職を育成して行くこと。
 - ② 教育現場と子ども家庭支援センターとの連携をさらに強化すること。
- ※3. 子どもを性被害から守るため、ガイドラインを策定し定期的に研修を行うこと。

【11】安全で快適なまちづくりを行うために（地域別）

＜王子地区＞

1. 新庁舎の早期建設と王子駅周辺まちづくりの推進を行うこと。
2. 石神井川の護岸耐震補強及び整備、橋梁の架け替え早期着工、溝田橋下流の護岸整備、悪臭対策を早急に講じて行くこと。
3. JR十条駅付近の連続立体交差化事業を推進すること。
4. 都市計画道路85号線整備については、地元商店街や住民に丁寧な説明と要望には可能な限り対応すること。
5. JR東十条駅南口のバリアフリー化、跨線橋の架け替え、駅前整備を早期に実施すること。
6. 都市計画道路補助88号線の拡張工事の早期実現をすること。
7. コミュニティバス新規路線を王子地区に整備すること。
8. 王子駅周辺の放置自転車対策の強化、特に夜間の対策を行うこと。
9. 尾長橋交差点にエレベーター付き歩道橋の設置を行うこと。
10. 王子駅北口エレベーター設置と周辺環境の美化を行うこと。
11. 地域コミュニティのための北ノ台小学校跡地利用について検討をすること。
12. 都電梶原停留所の移設推進をすること。
13. JR王子駅南口のバリアフリー化を推進すること。
14. 王子駅周辺の路上喫煙取り締まり強化と、路上喫煙禁止地区の拡大をすること。
15. 補助83号線の拡幅工事の早期完成を実現すること。

＜赤羽地区＞

1. JR赤羽駅西口駅前、交通渋滞解消整備の促進を東京都に求めること。
2. 都営桐ヶ丘団地・UR赤羽台団地の建て替え（再生事業）の拡充について
 - ① 商店街の再開発および活性化を図ること。
 - ② 小規模多機能施設を設置すること。
 - ③ 桐ヶ丘地域に区民センターを住宅側用地に設置すること。
3. 袋プール跡地にエレベーターを設置しバリアフリー化を推進すること。
4. 荒川河川敷の利用促進のために民間業者を入れるなど、レンタサイクル事業を実施すること。
5. 産業技術研究所跡地の活用について、スポーツ振興（2020東京オリンピックレガシー施設）や地域の利便性に向けた、賑わいを創出する土地利用を行うように東京都に対して申し入れをすること。
6. 赤羽東口地区まちづくりの推進を行うにあたり、赤羽小学校の今後の検討も視野に入れた計画を作成すること。
7. 浮間釣り堀公園裏からの新河岸川左岸の遊歩道に街灯の設置を東京都と協議の上進めること。
8. 赤羽台西小学校の改築時に学校用地の拡張を行うこと。
9. コミュニティバス路線を赤羽地域へ整備すること。

10. 補助86号線の整備に関し発生する諸問題に対して東京都と連携し適宜対応すること。
11. 補助86号線の拡幅工事に伴い、掲示板の撤去を余儀なくされているため、規制緩和を図るなど掲示板設置数の確保をすること。
12. 志茂地区において道路・公園の整備、老朽住宅等の建替え、密集市街地の居住環境の改善を進め、防災都市づくりの推進を図ること。
13. 桐ヶ丘地区において荒川氾濫時、近隣の避難者の円滑な受け入れができるよう近隣地区との合同訓練の支援等広域的な水害対策の推進を行うこと。

<滝野川地区>

1. 滝野川東地区に公園緑地の確保をすること。
2. コミバスの新規路線では、JR板橋駅経由の滝野川ルートを整備すること。
3. 観音橋周辺の水害対策の強化を図ると共に流量調整池も整備すること。
4. JR 田端駅南口、利便性の向上と周辺整備及び駅東側方面からアクセスできる駅舎と周辺整備をすること。
5. 少年野球場を新設すること。
6. JR 田端駅高台地区へのエレベーター設置を行うこと。
7. 東田端地区から台地部への新たな避難路を早急に確保すること。
8. 補助92号線完成に向け東京都と連携しJR線路への架橋整備を進めること。
9. JR尾久駅地下道のバリアフリー化をすること。
10. 尾久駅前の放置自転車対策を講じること。
11. 補助181号線の早期開通を実現すること。
12. 災害時、聖学院・滝野川女子学園等私立高を避難所として使用できるよう交渉すること。

